

一般財団法人簡易保険加入者協会個人情報保護方針

一般財団法人簡易保険加入者協会（以下「協会」という。）の役員、職員、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含むすべての従業者は、個人情報の管理・取扱いに際し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）、関連するその他の法令・規範及び本方針を遵守します。また、協会が個人情報を預託する業務委託先にも本方針を遵守するように求め、適切に監督します。

（目的）

第1条 この方針は、お客さまからお預かりしている個人情報を保護し、漏えい・紛失・改ざんなどのリスクから守り、お客さまの権利を保護することを目的とします。

なお、個人番号を含む特定個人情報については、第3条、第4条は適用せずに第5条により取り扱います。

（個人情報の管理）

第2条 協会は、個人情報保護を推進する組織を設置するとともに個人情報保護責任者、個人情報保護管理者を定め、個人情報に対して適切かつ合理的な安全管理措置を実施し、漏えい、紛失、改ざんなどの予防・是正措置に努めます。

（収集目的の明確化と利用範囲の限定）

第3条 協会は、個人情報の収集に際してその利用目的を通知した上で、必要な範囲の個人情報を収集し、利用目的の範囲内で利用します。

（第三者への開示・提供の禁止）

第4条 協会は、あらかじめ本人同意のある場合、法令で許容されている場合又は協会の業務を外部に委託する場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

（特定個人情報の取扱い）

第5条 特定個人情報は、番号法により利用目的が限定されており、協会はその目的を超えて取得・利用しません。

番号法で認められている場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しません。

（委託先の管理）

第6条 協会は個人情報の取扱いを外部に委託する際は、委託する個人情報を必要最小限に絞り込み、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先においても個人情報の安全管理、秘密保持等、適切な管理を実施させます。

（教育・研修）

第7条 協会は、すべての従業者等に対して教育を行い、本方針の周知徹底並びに個人情報保護意識の向上を図ります。

（保護体制の見直し）

第8条 協会は、本方針、関連諸規則を含む個人情報保護体制の評価と見直しを定期的・継続的に行い、その改善に努めます。

（協会に対するご照会）

下記お問い合わせ窓口にお問い合わせください。また見舞事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口のほか、見舞契約証に記載の連絡窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ窓口】

東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル5階

一般財団法人 簡易保険加入者協会 コンプライアンス部

電話 03-3502-4701（受付：月～金曜日 9：00～17：00）

利用目的のお知らせ

簡易保険加入者協会は、皆様からご提供いただいた個人情報を事業ごとに、下記の目的の範囲で利用します。

なお、個人番号を含む特定個人情報は番号法により利用目的が限定されているので除きます。

* 番号法：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

1 災害見舞事業

- ・災害見舞契約にご加入いただいている方が罹災した場合等の見舞金の支払事務のため
- ・ご加入いただいた災害見舞契約の継続のお知らせのため
- ・災害見舞約款の改正等に関するお知らせを配付するため
- ・「簡易保険加入者の会」に関する情報等のお知らせのため
- ・災害見舞契約にご加入いただいている方に加入者協会からのお知らせ等を配付するため

2 ラジオ体操・みんなの体操の普及推進事業

- ・ラジオ体操・みんなの体操の普及推進に係る事務のため

3 「簡易保険加入者の会」の事務

- ・簡易保険・かんぽ生命保険加入者の意見・要望等の取りまとめ及び独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への提出のため
- ・簡易保険・かんぽ生命保険加入者の意見・要望等を取りまとめ、機関誌及び当ホームページへの掲載のため
- ・簡易保険・かんぽ生命保険加入者の意見・要望等を取りまとめ、簡易保険加入者協会業務の改善のため

4 生命保険及び損害保険に関する調査研究及び研究助成

- ・調査研究の成果物（報告書等）を機関誌、ホームページ等に掲載のため

簡易保険加入者協会は、業務の一部を外部に委託し、ご提供いただいた個人情報につきまして、業務委託先に預託する場合があります。この場合も、前記の利用目的以外に個人情報を利用することはありません。

なお、法令等に基づき、公的機関から開示等の要請があった場合には、当該公的機関に開示等することがあります。